

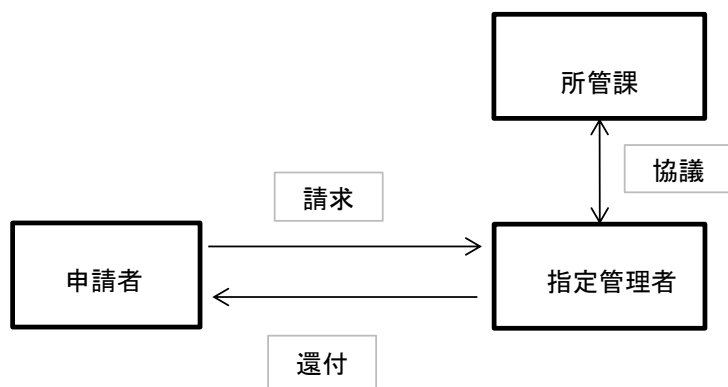
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 4

処 分 名	駐車場使用料の還付	
処 分 の 概 要	駐車場使用料の還付を行う。	
根 拠 法 令 名	松山市駐車場条例(平成10年条例第34号)	
条 項	第8条	
所 管 課	都市生活サービス課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	未設定	
標 準 処 理 期 間	計	未設定
判 断 基 準	<p>松山市駐車場条例施行規則第7条の規定に基づき還付を行う。</p> <p><b>【根拠法令等】</b></p> <p>松山市駐車場条例</p> <p>第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、第13条の規定により駐車場の全部の供用を休止したときその他市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>松山市駐車場条例施行規則</p> <p>第7条 条例第8条第2項の規定により還付する駐車料金の額は、還付を受けようとする者の請求に基づき次の方法により算定する。この場合において、還付する額に円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 定期券 定期券の料金を通用期間の属する月の日数(平日定期券においては土曜日、日曜日及び休日を除く。)で除し、通用期間のうち供用の休止等があった日数(平日定期券においては第3条第1号の表の備考欄に掲げる日を除く。)を乗じて得た額</p> <p>(2) 回数券 回数券の料金を発行した券面額で除し、未使用額を乗じて得た額</p> <p>2 前項の還付の請求は、定期券にあつてはその通用期間の満了した日、回数券にあつては還付の事由が生じた日のそれぞれから起算して1月以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認めたときは、この限りでない。</p> <p>3 第1項に定めるもののほか、使用料を還付すべき特別の事由が生じた場合における当該使用料の還付については、その都度市長が定める。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。